

高知龍馬空港受注型企画旅行造成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 高知県航空利用促進協議会会長（以下「会長」という。）は、高知龍馬空港の利用促進を図るため、高知龍馬空港発着又は着発の航空便を利用した受注型企画旅行を企画・手配した旅行会社に対し、予算の範囲内において助成を行うものとし、その実施については、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、高知龍馬空港発着又は着発の国内定期便を利用する団体旅行を企画・手配した日本国内に本社または支店、営業所を有する旅行会社とする。

(助成の交付要件)

第3条 助成金の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 受注型企画旅行であること。ただし、修学旅行は除く。
- (2) 出発が平成28年4月1日以降で、かつ平成29年3月31日までに到着する旅行であること。
- (3) 高知龍馬空港発着又は着発の国内定期便のうち大阪線または福岡線、または名古屋線を10人以上で片道又は往復利用する団体(添乗員を含む。)であること。
- (4) 国又は地方公共団体から支給される旅費による旅行でないこと。

(助成の額)

第4条 助成金の交付額は、次のとおりとする。

利用路線	旅行人数/団体	金額/人
福岡線・大阪線・名古屋線	10人以上	3,000円

※ただし、1団体あたりの上限額は100千円とする。

※片道利用の場合、一人あたりの金額及び上限額は、往復利用のそれぞれ半額とする。

(交付申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする旅行会社は、助成金交付申請書(様式第1号)及び関係書類を、旅行終了後14日以内に、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 事業者は、交付決定通知書受領後速やかに、請求書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の支払)

第8条 会長は、前条の請求書を審査の上、適当と認めたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し等)

第9条 事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部または一部を取り消すものとする。この場合、事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第10条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。